

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に関する料金規程
 法第29条の2に基づく建築物省エネルギー性能表示制度（BELS評価）に係る評価料金

(税込)

建物種別	申請種別	面積区分(㎡) (計算対象床面積)	標準計算	仕様基準等※1
一戸建ての住宅	建物全体	100㎡未満	36,300	22,000
		100㎡以上 ～ 200㎡未満	40,700	26,400
		200㎡以上 ～ 500㎡未満	42,900	27,500
		500㎡以上	見積もり	見積もり
兼用住宅	住戸部分		一戸建て住宅に準じる	
	非住宅部分		非住宅建築物に準じる	
	建物全体		一戸建て住宅 + 非住宅建築物	
共同住宅等	住戸部分	1戸以上 ～ 10戸未満	基本料金60,500+1住戸あたり5,500× 対象住戸数	基本料金44,000+1住戸あたり1,100× 対象住戸数
		10戸以上 ～	基本料金92,400+1住戸あたり2,200× 対象住戸数	
複合建築物	共用部分		非住宅建築物に準じる※2	
	住戸部分		共同住宅等住戸部分に準じる※3	
	共用部分		非住宅建築物に準じる※2	
	非住宅部分		非住宅建築物に準じる	
	建物全体		共同住宅等住戸部分 + 非住宅建築物	

建物種別	申請種別	面積区分(㎡) (計算対象床面積)	標準入力法等※4	モデル建物法等※5
非住宅建築物	用途区分【1種】 ホテル 病院 集会所 福祉施設 等	100㎡未満	123,200	57,200
		100㎡以上 ～ 200㎡未満	158,400	72,600
		200㎡以上 ～ 300㎡未満	204,600	92,400
		300㎡以上 ～ 500㎡未満	266,200	121,000
		500㎡以上 ～ 1,000㎡未満	338,800	154,000
		1,000㎡以上 ～ 2,000㎡未満	411,400	187,000
		2,000㎡以上 ～ 5,000㎡未満	525,800	237,600
		5,000㎡以上 ～ 10,000㎡未満	673,200	303,600
		10,000㎡以上 ～ 20,000㎡未満	862,400	389,400
		20,000㎡以上 ～ 40,000㎡未満	1,104,400	497,200
		40,000㎡以上	見積もり	見積もり
	用途区分【2種】 事務所 物販店舗 学校 講堂 幼稚園 飲食店 等	100㎡未満	88,000	39,600
		100㎡以上 ～ 200㎡未満	112,200	50,600
		200㎡以上 ～ 300㎡未満	145,200	66,000
		300㎡以上 ～ 500㎡未満	187,000	85,800
		500㎡以上 ～ 1,000㎡未満	237,600	107,800
		1,000㎡以上 ～ 2,000㎡未満	288,200	129,800
		2,000㎡以上 ～ 5,000㎡未満	369,600	167,200
		5,000㎡以上 ～ 10,000㎡未満	473,000	213,400
		10,000㎡以上 ～ 20,000㎡未満	605,000	272,800
		20,000㎡以上 ～ 40,000㎡未満	774,400	349,800
		40,000㎡以上	見積もり	見積もり
	用途区分【3種】 工場 倉庫 等	100㎡未満	57,200	28,600
		100㎡以上 ～ 200㎡未満	72,600	33,000
		200㎡以上 ～ 300㎡未満	92,400	41,800
		300㎡以上 ～ 500㎡未満	121,000	55,000
		500㎡以上 ～ 1,000㎡未満	154,000	70,400
1,000㎡以上 ～ 2,000㎡未満		187,000	85,800	
2,000㎡以上 ～ 5,000㎡未満		237,600	107,800	
5,000㎡以上 ～ 10,000㎡未満		303,600	138,600	
10,000㎡以上 ～ 20,000㎡未満		389,400	176,000	
20,000㎡以上 ～ 40,000㎡未満		497,200	224,400	
40,000㎡以上	見積もり	見積もり		

※1 仕様基準等には「誘導仕様基準」、「たすき掛けルート（外皮：仕様基準 一次エネ：性能基準、外皮：性能基準 一次エネ：仕様基準）」も含まれます。

※2 共用部分の料金用途区分は「用途区分【3種】」とします。

※3 住戸数が1である場合は「一戸建ての住宅」に準じるものとします。

※4 標準入力法には「主要室入力法」も含まれます。

※5 モデル建物法には「モデル建物法（小規模版）」も含まれます。

※ 非住宅建築物で複数の建物用途の場合は、用途区分の【1種】、【2種】、【3種】それぞれの計算対象床面積の合計を比較し、最も大きい計算対象床面積（同一面積の場合は、【1種】、【2種】、【3種】の順）の用途区分とします。この場合、計算対象床面積区分は、その比較した全ての用途区分の合計床面積とします。

※ 評価書等の交付において、紙面での発行を行う場合の加算手数料は、1通につき2,200円（税込）とします。

※ 評価書等を再交付する場合の料金は、一通につき、1,100円（税込）とします。

※ 交付する評価書が2通以上になる場合は、1通増える毎に1,100円（税込）を手数料に加算します。

※ センターでBELS表示プレート等を購入する場合は、協会等の作成者に支払う経費（プレート等又はシール代）+2,200円（税込）となります。

※ 共同住宅等において、一つの建築物で性能基準と仕様基準等が混在する場合は、基本料金は標準料金の金額とし、住戸ごとの手数料はそれぞれの計算方法に準じた金額とします。

1. 評価料金を増減額するための要件

(1) 変更申請の場合は、上記手数料額の1/2の金額とします。ただし、建物種別や用途、規模等の変更であって、手数料区分が変わる変更や大部分が再審査となる場合は一端下げのうえ、再申請（新規手数料）とします。なお、当センター以外(他の機関等)で評価を行っている場合の変更申請も再申請（新規手数料）とします。

(2) 下記の物との併願申請であって、かつ、審査項目及び計算結果が同一である場合は、主たる申請となるものを除き、11,000円（税込）とします。

1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条、第12条、第30条の申請

2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律に係る設計住宅性能評価の申請

3) 適合証明業務（フラット35）の申請

4) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る長期使用構造等確認の申請

5) 都市の低炭素化の促進に関する法律に係る低炭素建築物新築等計画の申請

(3) 地域の実情とよる場合、又は継続して多量の取引が見込める場合、若しくは業務の効率化が見込める場合においては、当該手数料の額を超えない範囲で減額することができます。なお、減額する額については、理事長が決定するものとします。

2. 評価料金の収納方法

法第29条の2に基づく建築物省エネルギー性能表示制度に係る業務規程及び同約款を参照ください。